

2006（平成18）年2月9日

社会保障審議会障害者部会
部長 京極高宣 様

社会保障審議会障害者部会 臨時委員
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 常務理事
松友 了

グループホーム、ケアホームの施設・病院敷地内の設置、定員規模
の「案」について（意見）

標記の「グループホーム、ケアホームの施設・病院敷地内の設置、定員規模」について、前回（第29回／2005年12月5日）において文書を提出し、意見を申し述べました。それに対し、特に精神障害者の「例外扱い」に関して、関係者から厳しい批判を受けました。こちらの本旨はともかくとして、ご批判は的を得ていると考え、批判を受け入れざるを得ません。

このたび、この件について事務局（厚生労働省）の「案」が示されました。多くの問題を含んでいると考えますので、改めて意見を述べさせていただきます。

1. <基本原理>を放棄することは認められません。

前回の意見書で私は、1989（平成元年）の厚生省（厚生労働省）の『ガイドブック』に基づき、その理念と目的から鑑み、「敷地内の設置は絶対に認められない」「定員規模は、地域生活の場にふさわしいもの」と主張しました。キーワードは<地域生活>であり、今回の障害者自立支援法の理念そのものであります。その理念を初にも信じ、期待してきた立場から、<基本原理>を放棄することは認められないのです。

「案」の文面の中に、基本原理を踏まえた上、グループホーム、ケアホームの定義と目的がなされていません。すなわち、1989（平成元年）の時点でのグループホームと今回の「グループホーム」は、同じ概念で語ることに苦痛さえ感じます。そうであれば、別の名称で語るべきではないでしょうか。それを、『地域移行型ホーム』などという珍語を「創設」して、辻褄を合わせようとするやり方は、哀れさを乗り越えて滑稽でさえあります。

まず、原則は「認められない」ことを確認し、移行に伴う<激変緩和策>を、<暫定的に>設けることを論じるべきではないでしょうか。その<障害の定義>さえ確認し得ていない知的障害の分野は、3年限定の訓練施設であった入所更生施設を、地域資源を整備することなく、なし崩し的に期限無限定の生活施設に変貌させた前歴があります。関係者は、そこに留まらざるを得なかった障害のある本人諸氏にお詫びし、過ちを繰り返さない覚悟をもつことが求められます。

2. 「案」のままでは、『入所施設の看板のかけ替え』でしかありません。

理念の確認抜きで出された「案」は、当然のごとく経営（資産）優先であり、そこに暮らす障害のある本人のことが後回しになっています。『※利用者本人の理解と同意を前提』の一文は、典型的な「取ってつけた建前」であり、ガス抜きにもなっていません。経営（資産）に配慮することは当然であり、逆にその認識が成文化されていないことに欺瞞（後ろめたさ）を感じ取らざ

るを得ません。

「暫定的」になるためには、この方式そのものの期限を切るべきであり、本人の「利用2年」の期限限定では、問題が違います。また、「暫定的」でも、「経営（資産）に配慮」でもなく、本質的に意味のある制度であるとするれば、新築こそを認めるべきであります。入所施設の転用のみに限定していることに、すでに「拡大・普及」の論理は破綻しているのです。

「定数上限」に至っては、「10人の3連結」の方針には、もはや言及する力さえ失う程の見事な居直りです。ここまで、恥ずかしげもなく『看板のかけ替え』を示せば、障害者自立支援法の理念をお降ろしになられたらいかがでしょうか。愚かにも信じて、強力に推進してきた私は、自我が崩壊しそうです。

3. 『品格』を失わない国家政策をお示ください。

現実に配慮することに、原理的に抵抗するつもりはありません。しかしながら、「認められない（引けない）一線」はあります。基本原理と戦略を欠いた、場当たりの戦術（制度運用）には同調できません。国民の信頼を失わないように、詭弁で惑わすことない、真摯な提案を望みます。その意味で、「案」の一部（或る意味では、大幅な）修正を求めます。

具体案は、当日提案します。

以上

2006（平成18）年2月9日

社会保障審議会障害者部会
部会長 京極高宣 様

社会保障審議会障害者部会 臨時委員
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 常務理事
松 友 了

グループホーム、ケアホームの施設・病院敷地内の設置、定員規模
の「案」について（意見②－具体的な提案）

標記の「グループホーム、ケアホームの施設・病院敷地内の設置、定員規模」について、事務局（厚生労働省）の「案」に対し、以下のとおり対案として具体的に提案いたします。

記

1. まず冒頭に、「原則としては認められない（地域に設置すべし。敷地内は<地域>でない）」ことを確認し、文書（実施要綱等に）に明記すること。
2. 今回の措置は、経営（資産）を考慮した、移行に伴う<激変緩和策>であり、<暫定的に>設ける、ということを確認し、文書に明記すること。
3. 今回の措置（運用）は、5年間の時限措置とすること。（恒久的な制度とすべきでない。）
4. 新たな建物の建設は認めないこと。（建物の「有効活用」に限定すること。）
5. 敷地内の設置は、ケアホームに限定し、グループホームは対象としないこと。この場合、通常のケアホームでなく、「激変緩和策による暫定型」であることが明確に理解できる名称にすること。
6. 居室は、すべて個室にすること。
7. 日中は、敷地外の事業所・支援事業に通勤・通所すること。
8. 個々の利用者の利用期間は2年までとし、同一事業所であるなしに関わらず、「敷地内に設置したホーム」の利用は、継続できないこととする。
9. 物理的に独立した様式とし、施設・病院の施設が不要にすること。
10. 施設・病院とは異なる独立した管理・運営規程に基づき、管理責任者を配置すること。

11. 利用定員規模は、グループホームとケアホームは別に定めること。
12. グループホームの事業規模は、10人までを可としつつも、1戸（同じ建物）内における定数は7人以内とすること。
13. ケアホームの事業規模は10人までを可とし、1戸（同じ建物）内における定数も10人以内とすること。
14. 連結して利用する場合は、ケアホームに限り2ユニット（20人）までとすること。

以上